

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

1 施策の方向に関するもの（10件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>キャッシュレスの推進は、現金管理によるコスト削減等につながるほか、支払データの利活用による消費の活性化や新サービスの創出等、様々なメリットが期待され、今後の普及の拡大が注目されている。</p> <p>山口県としても、こうした動きに乗り遅れないよう、取組をしっかりと進めて頂きたい。</p>	<p>県内小売店舗等へのキャッシュレス決済の導入促進や、データを活用した新たなビジネスの創出支援に取り組むこととしています。</p>
2	<p>人口減少が進む中、県産品を地域外へ売り込む地域商社の取組は、県内企業の売上げの増加につながり大いに期待したい。首都圏での競争は激しいことから魅力ある商品づくりが重要であり、こうしたことへの支援が必要である。</p>	<p>地域商社や市町等と連携し、魅力ある商品開発や情報発信など、首都圏等への県産品の売り込み強化に取り組むこととしています。</p>
3	<p>AIやIoTなど、新しいものが次々出てくる中、人手や資金が不足する中小企業が対応していくことは非常に大変である。中小企業がこうした新しい技術を導入できるような支援が必要だと考える。</p>	<p>県内中小企業が第4次産業革命の進展に的確に対応できるよう、IoTやAI等の革新的な技術を活用した新サービス・新事業の創出や生産性の向上に向けた取組を積極的に支援していくこととしています。</p>
4	<p>子どもには県内企業に就職してもらいたいと思っているが、県内企業が将来にわたって持続的に成長していけるよう中小企業への支援に取り組んでももらいたい。</p>	<p>本県経済を支える中小企業の更なる成長を図るため、新たな試みへの挑戦や経営革新への取組等に対する支援を強化することとしています。</p>
5	<p>県内企業は、製造業が多くあるが、様々な学生が県内に就職できるよう情報サービスや事務系職種などの企業も積極的に誘致されたい。</p>	<p>若者や女性に魅力ある雇用の場となるIT・コンテンツ関連企業の誘致など情報サービス産業等の誘致・育成を積極的に進めることとしています。</p>
6	<p>将来にわたり山口県経済が持続的に成長・発展していくためには、成長産業をしっかりと見極め、創出・育成してくための支援が重要であると考える。</p>	<p>医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業など、本県の特性を活かした付加価値の高い成長産業の創出・育成に取り組むこととしています。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	<p>最近話題になっているキャッシュレスについては、便利になるだけではなく、現金準備や保管などにかかる手間を省き、売り上げデータを利用した店のPRや新たなサービスの誕生、ポイントによる来店数や売り上げの増など、色々とメリットがあると思うので、今の流れに取り残されないように、しっかり進めていくべき。</p> <p>ただ、本当に普及させるためには、大きな市や若者だけでなく、田舎や年配者など、もっと広く知ってもらうことが必要と思うので、そのあたりも特に力を入れてほしい。</p>	<p>県内小売店舗等へのキャッシュレス決済の導入への支援や、県民の皆様へのPRなど、キャッシュレスの普及に積極的に取り組むこととしています。</p>
8	<p>わざわざ「商工業振興」としている所に、「農林水産業/一次産業」の視点が欠けるのではないかと危惧している。</p> <p>項目に何点か農林水産業も取り扱われていたが、関係部署との連携を宜しく願います。</p>	<p>各施策の推進に当たっては、農林水産部等関係部局とも連携し、取り組むこととしています。</p>
9	<p>海外展開には危険も伴う筈である。</p> <p>「海外展開ありき」の事業展開では無い様に施策実施宜しく願います。</p>	<p>御意見いただいた「海外展開のリスク」については県としても十分認識しています。海外コーディネータの指導・助言等により、中小企業の海外展開に無理のないようきめ細かな対応をまいります。</p>
10	<p>商工業に限らず今後の産業は全てにおいて「環境」の視点無しには発展無し、と考える。</p> <p>新規開発・現在進捗中の計画については、「環境保全」の視点で極力可能な範囲で県行政としての適切な御判断御対応（通知広報指導許認可等）をされる様宜しく願います。</p>	<p>新規開発等に伴う指導許認可等については、関係法令に基づき適切に対応していくこととしています。</p>

2 パブコメの実施方法や周知方法に関するもの（10件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	<p>「※」付の語句が散見されるが意味不明である。本来説明が必要な語句と思う。語句解説追加の上で再度意見募集実施が必要と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の専門用語等について、「用語解説」のための「※」を付け、巻末にまとめて用語の解説を記載しました。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、本プラン作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>当案件、40頁とそれなりの量の資料の案件であり、又意見作成の為には本来関係計画・諸施策も確認するべきと考える。</p> <p>又、前述の通り記述に不備不足があると感じる。</p> <p>その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に意見募集計4案件実施（1/12時点：同一募集期間に3件、募集期間が重なるものが1件）の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じる。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
13	<p>この時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示すること。</p> <p>上記意見への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。</p> <p>パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願ひ致します。</p>	<p>意見募集の時期・期間については、プラン作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>「年末年始含む期間に案件集中」に関しての意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付した。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示広報等）がなされたかどうか明示すること。</p> <p>対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示すること。</p> <p>対応があった場合は、なぜ当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応が取られていないのか明示すること。</p>	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	<p>行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えていません。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示すること(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。新聞の「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております(山口新聞12/27掲載分)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、12月23日付けの山口新聞、中国新聞に広告を掲載しました。</p> <p>県広報誌は、年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
17	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示すること。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われる。)</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載したと言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。)</p>	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	<p>前述意見に対する返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、判断、明示すること。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」（十分・不十分）を明示すること。）</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、12月23日付けの山口新聞、中国新聞に広告を掲載しました。</p> <p>県広報誌は、年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
19	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>本パブリック・コメント以外に、学識経験者、商工関係団体、金融機関で構成する「山口県商工業振興対策審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聴きし、いただいた御意見を本プランに反映させています。</p>
20	<p>年代表記が西暦のみ又は西暦元号併記となっているのは分かり易くありがたい。パブリックコメント/県民意見募集の資料の定型様式として頂けたら幸いである。</p>	<p>他部局の計画における対応についても、いただいた御意見を共有させていただきます。</p>